資料４

オープンデータ流通推進コンソーシアム

利活用・普及委員会の運営について（案）

１．利活用・普及委員会の出席者について

・利活用・普及委員会（以下、「委員会」）の出席者は、オープンデータ流通推進コンソーシアム規約14条に基づき、以下のとおりとする。 ただし、会場の都合などから、オブザーバーや会員については、一社・団体あたりの出席人数を制限する場合がある。

1. 主査、副主査、委員
2. オブザーバー
3. 会員
4. その他、主査が承認した場合（他の委員会委員、ゲストスピーカーなど）

２．議事の公開について

・会場の都合などから委員会の一般傍聴は行わないが、インターネット中継などにより極力公開する。

・議事要旨（発言者の記名なし）を作成し、委員会終了後速やかに、オープンデータ流通推進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」）のウェブサイトで公開する。

３．配付資料の公開について

・委員会で配布された資料は、委員会終了後速やかに、コンソーシアムのウェブサイトで公開する。

・ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

以　上